

7 社会資本整備の推進 (4) 道路ネットワークの整備促進等



一般国道2号 広島南道路 明神高架及び木材港西～廿日市の整備促進、商工センター～木材港西の早期事業化

現状

- 一般国道2号(現道)等幹線道路の渋滞による物流の信頼性低下。
- 広島都市圏周辺に多くの産業団地が立地、さらに令和4年度末に広島港五日市地区に新たな団地造成完成。
- 事故や大雨等による高速道路の交通渋滞等の影響を受ける空港アクセス。

課題

- 国道2号をはじめとする幹線道路の慢性的な渋滞を解消し、企業等の生産性向上に資する人流・物流ネットワークの構築が必要。
- コロナ禍でも大型車通行量は約1～2割減に留まっており、物流は有事でも提供し続けなければならない業務。



7 社会資本整備の推進 (4) 道路ネットワークの整備促進等



一般国道2号 福山道路の整備促進及び未事業化区間の早期事業化

現状

- 福山都市圏は瀬戸内海地域の中核的な工業拠点。
- 重要港湾福山港の機能強化(ふ頭再編改良事業中)。
- 福山市中心部に主要渋滞箇所が集中。
- 福山市西部地区及び北部の産業団地と産業集積地、福山港とのアクセスが脆弱。

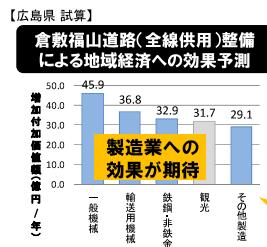
一般国道2号渋滞ランキング(R1)

順位	渋滞損失時間*	市区町村	区間名
1	124	広島市	東雲インターフェース点～出汐町交差点
2	98	倉敷市	大西交差点付近～中新田交差点
3 94	94	福山市	紅葉町交差点～小田川橋交差点
4	74	岡山市	バイパス豊成交差点～青江交差点
5 72	72	福山市	明神町交差点～府中分かれ交差点

出典：渋滞ワーストランクイングのとりまとめ(平成31年・令和元年)(国土交通省)より作成
※渋滞損失時間：混雑により余計にかかる時間(単位：万人・時間/年)

課題

- 福山市中心部の渋滞を緩和し、企業等の生産性向上に資する道路ネットワークの構築が必要。



【交通安全対策補助】令和3年合同点検の危険箇所の整備推進

広島県内の子どもの交通事故発生件数



(都) 山手赤坂線（福山市）

道路管理者が実施する対策の進捗状況（R6.3末予定）

項目	対策箇所	対策済
県管理の対策箇所	236箇所	125箇所
歩道整備・交差点改良等	133箇所	22箇所
防護柵・狭さくの設置 区画線の設置・かー舗装 その他 等	103箇所	103箇所

【自転車】サイクルツーリズムの推進

- 第2次広島県自転車活用推進計画を令和4年12月に策定。
ほか、県内8市町で策定(R5年3月末時点)。
- 「サイクリングしまなみ2022」を令和4年10月に開催し、46都道府県・34の国と地域から約7千人が参加。
- 「Setouchi Vélo協議会」を令和4年10月に設立(瀬戸内海周辺の国・地方自治体・経済連合会等で構成)。
- 「令和6年3月末まで」のしまなみ海道の自転車通行料金無料化の期間延長。

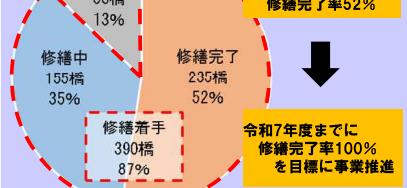


【道路メンテナンス補助】判定区分III・IVの修繕推進

1巡回点検で健全度Ⅲ判定橋梁の修繕着手・完了状況

1巡回の橋梁点検(H26-30)の結果、健全度Ⅲの橋梁が448橋(全数4,140橋)。

令和4年度末時点 修繕着手率87% 修繕完了率52%



新技术の積極的な活用



国道433号式敷大橋 修繕後

【社会資本整備総合交付金】道路整備に必要な財源確保

- 地域間を結ぶ道路や生活に密着した道路など、連携機能や生活利便性を高め、地域の自立と活性化に資する道路整備。
- 観光活性化のため、拠点施設との連携を強化し、集客・交流機能を高める道路整備。

道路整備イメージ



中山間地域
豊かな自然環境、島住民等生息地



国道375号 (東広島市)



国道487号 (江田島市)

7 社会資本整備の推進

(5) 交通の円滑化などによりまちづくりを促進する連続立体交差事業の推進

国への提案事項

広島市東部地区連続立体交差事業の着実な推進に必要な財政措置

交通の円滑化、市街地の分断の解消及び踏切の除却による安全の確保を実現し、まちづくりを促進する連続立体交差事業の実施には、長期的に多額の事業費が必要であるため、着実な事業推進に必要な財政措置を行うこと。



鉄道高架と関連街路の整備イメージ(広島市安芸区付近)

【提案先省庁:財務省、国土交通省】

現状

【地域の状況】

- 広島都市圏東部地域では、鉄道による市街地分断が効率的な基盤整備を阻害。
- 事業区間には踏切が多数(16箇所)あり、その内「踏切道安全通行カルテ」における緊急に対策の検討が必要な踏切は5箇所、1時間あたり最大30分以上遮断される踏切が10箇所ある等、踏切遮断による交通渋滞及び踏切事故が日常生活や経済活動に大きく影響。

【取組の状況】

- I期区間において、1線目の仮線路への切換を令和5年4月に完了するなど、仮線路工事を進めており、令和12年度の完了を目指して、国・県・市町・JRで連携し整備を推進中。
- 周辺地域の一体的な街づくりに資する関連街路事業や土地区画整理事業等を合わせて実施。

【国の対応状況】

- 令和元年度より連続立体交差事業の個別補助制度を創設。



課題

- 1 多数ある緊急に対策の検討が必要な踏切等の解消には
● 広島市東部地区連続立体交差事業の完成が必須。
- 2 広島市東部地区連続立体交差事業の実施には
● 長期的に多額の事業費が必要。
● 着実に事業推進できる財政措置が必要。
● 財政状況の厳しい地方負担の軽減が必要。



7 社会資本整備の推進

(6) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

国への提案事項

- 広島港・福山港・尾道糸崎港について、出島地区コンテナ物流拠点をはじめとした、地域産業のグローバル化への対応など企業活動を支える物流基盤の充実・強化を図るため、着実な整備に必要な財政措置。
- 福山港・厳島港について、観光・交流の拠点機能の強化を図るため、着実な整備に必要な財政措置。
- 令和5年3月に外国船によるクルーズが国内で再開されたことを受け、コロナ禍前の寄港数水準への早急な回復のため、誘致活動に対する助成制度の継続と、CIQ手続きの一層の迅速化。
- カーボンニュートラルポート(CNP)の形成に向けた協力・支援。

提案箇所一覧

港名・地区名	内容
広島港 出島地区	・CNPの形成に向けた協力・支援 ・大水深岸壁・泊地の整備【直轄】
宇品地区	・岸壁(水深10m⇒12m化・耐震強化)の整備【直轄】
五日市地区	・臨港道路 廿日市草津線(4車線化)の第Ⅱ期整備
福山港 箕島地区 本航路 等	・CNPの形成に向けた協力・支援 ・岸壁・航路・泊地(水深12m)の整備【直轄】 ・船舶の運航効率改善に係る規制緩和(余裕水深緩和等) ・企業及び地方の負担を軽減する新たな制度設計 ・福山本航路(水深16m⇒18m化)の整備【直轄】 ・浮橋橋の整備
鞆、原北地区	
尾道糸崎港 機織地区	・泊地(水深7.5m⇒10m化)の整備【直轄】
厳島港 宮島口地区	・新ターミナル周辺の港湾施設の整備



【提案先省庁:内閣府、法務省、財務省、厚生労働省、国土交通省】

7 社会資本整備の推進

(6) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

課題

1-1 広島港コンテナ物流拠点の充実・強化のための整備に向けた取組



現状/広島県の取組

令和4年(速報値)のコンテナ取扱量は過去最高を記録する見通し。また、コンテナヤードや企業・倉庫用地が不足していることから、利用者ニーズに対応するため物流関連用地等(約13ha)の造成を進めており、**令和5年度の分譲を予定している**。

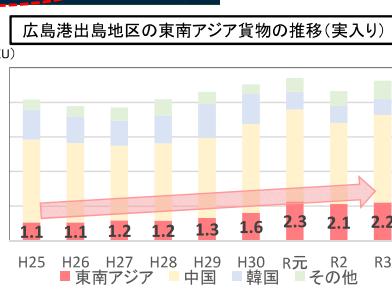
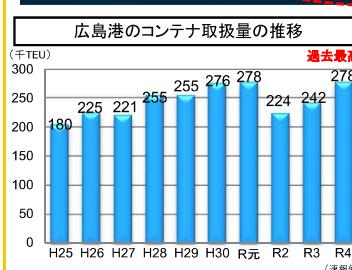
物流用地の造成と並行した外貿コンテナ物流機能の強化が必要

H30.9 広島港長期構想策定
H31.3 広島港港湾計画改定
【背景】社会経済情勢、港湾物流の動向等の変化を踏まえ、将来に渡って、背後企業の産業活動を支え、地域経済の発展に貢献する港づくりを推進するため、港湾計画を改訂した。

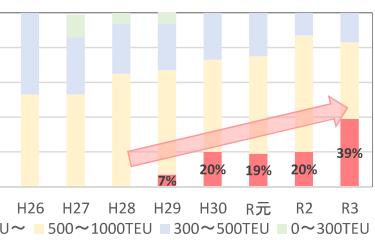
具体化に向けて

R2.3 広島港利用高度化検討会のまとめ
【戦略】地域産業の発展を支える港湾機能の強化を目指す目標

・東南アジア等へのノードタイムの短縮化や輸送コスト低減に資するサービスの強化など



広島港出島地区的船舶の大型船舶の割合



広島港におけるコンテナ取扱量は年々増加し、令和元年に過去最高の取扱量を更新した。**令和4年は速報値の段階であるが、過去最高を打破する見通し**である。

広島港出島地区的コンテナ貨物の相手国における**東南アジアの割合**が増加傾向となっており、輸送の効率化が求められている。

広島港出島地区に寄港している船舶は**年々大型化しており、現状の岸壁延長では船舶の大型化への対応が困難な状況となっている**。

東南アジア諸国等の貨物需要の増加やコンテナ船の大型化に対応するためには、**出島地区の大水深岸壁・泊地の早期整備**が必要

課題

1-2 地域の企業活動を支える広島港の物流基盤の充実・強化

- 五日市地区は物流関連企業の立地が増加しており、令和4年度に完成した企業用地へ立地するカルビー(株)については、令和6年12月の稼働に向けて、令和5年4月に工事着手している。
- 宇品地区は自動車運搬船が大型化しているなか、岸壁の水深が浅く満載して輸送することが困難なため、喫水調整を余儀なくされている。

立地企業増加等により懸念される交通渋滞への対応が必要

(五日市地区)



広島はつかいち大橋の渋滞状況

自動車運搬船の大型化への対応が必要（非効率な輸送形態の解消）

(宇品地区)



自動車運搬船の喫水調整状況



課題

1-3 地域の基幹産業のグローバル化に対応する福山港の機能強化
国際バルク戦略港湾福山港における効率的な輸送の早期実現

- 箕島地区を利用する福山港背後の鉄鋼業や造船業は、海外需要の増加に対応するため、遠方地への輸出も強化しており、鋼材や造船関連資材の輸出も増加が見込まれているが、現時点においても、大型船対応の岸壁が不足しているため、喫水調整を行うなど非効率な輸送を強いられている。また、当該地区においては、新たなバイオマス発電所の建設が令和7年5月の運転開始を目指し進められており、大型船による木質ペレットの搬入も計画されている。
- このような状況のなか、効率的な輸送や船舶の大型化に対応するため、平成30年度に新規事業化された箕島・箕沖地区ふ頭再編改良事業(岸壁、航路・泊地)について、箕沖地区は令和3年度に完成しており、引き続き箕島地区の早期完成が求められている。



7 社会資本整備の推進 (6) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

1-4 地域の基幹産業の競争力強化に資する尾道糸崎港の航路・泊地整備

○ 機織地区は30,000DWT級の木材運搬船が入港しているが、泊地(整備中)の水深が不足しているため、積荷を減載するなど非効率な輸送を余儀なくされている。



木材運搬船の大型化への対応が必要（非効率な輸送形態の解消）



原木輸入量(R3)



2 観光・交流の拠点となる福山港・厳島港の港湾機能の強化

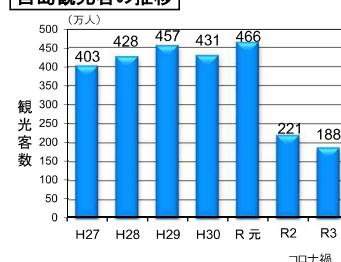
○ 福山港鞆、原地区は、山側トンネルを含むバイパス整備事業と併せて、交通・交流拠点整備を図るため、令和2年12月に港湾計画の変更を行い、令和3年度より工事着手した。「みなとオアシス潮待ちの港 鞆の浦」の拠点と一体化した新たな港湾振興、観光振興を図る必要がある。

○ 宮島口地区の新ターミナルと浮桟橋は、令和2年2月に供用開始し、令和5年3月には立体駐車場とアクセス道路の一部が供用開始している。今後は、賑わい創出に資する緑地等の整備が求められている。



観光客の利便性向上への対応が必要

宮島観光客の推移



7 社会資本整備の推進 (6) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

課題

3 外国船によるクルーズの寄港回復に向けた支援等

クルーズ客船寄港回数の推移



寄港増加に向けた誘致活動



CIQ検査の時間短縮



- ・ コロナ禍でクルーズ客船の寄港減少により地域観光・地域経済低調
- ・ 外国船クルーズの寄港増加に向けた取組及びその財源が必要
- ・ 寄港回数増加のためにはCIQ手続きの迅速化など環境の整備が必要

課題

4 カーボンニュートラルポート(CNP)の形成に向けた協力・支援

- CO2発生量の多い鉄鋼業が立地する福山港、自動車関連や産業機械などの多様な製造業が立地する広島港においては、令和4年12月26日にCNP形成準備会を開催しており、本年度から協議会を設立し、港湾脱炭素化推進計画の作成に向けて検討を進めていく。
- 港湾地域の脱炭素化に向けて、港湾脱炭素化推進計画作成に係る協力や財政支援の継続実施に加え、次世代エネルギーの国全体でのサプライチェーンの最適化に向けた検討等が必要である。

広島港及び福山港 CNP形成準備会開催

- 【開催日】 令和4年12月26日（web会議）
 【議事概要】 CNPの概要／今後の進め方／民間企業の取組照会／意見交換
 【民間事業者からの主な意見】

- ・コストや安定供給の観点から、脱炭素化・企業利益に最も有効な次世代エネルギーを見極める必要がある。
- ・水素の輸送・供給について、調達先の出荷体制、輸送方法の検討に加えて大量一括輸送や取扱拠点化によるコストダウンが課題である。
- ・水素調達について、複数の事業者による共同輸送も一つの選択肢として検討を行う必要がある。

【広島港構成員】		【福山港構成員】	
区分	職名	区分	職名
学識経験者	広島大学 大学院先進理工系科学研究科 教授 (輸送・環境システムプログラム)	学識経験者	広島大学 大学院先進理工系科学研究科 教授 (輸送・環境システムプログラム)
経済団体	一般社団法人 中国経済連合会	経済団体	一般社団法人 中国経済連合会
	広島地区港運協会		中国地方港運協会 福山支部
	広島県旅宿販売協会		JFEスチール㈱
	マツダ㈱		日本化成㈱
	広島ガス㈱		㈱エフピコ
	海田ハイオスマスパワー㈱		JFEケミカル㈱
	㈱ひろしま港湾管理センター		瀬戸内共同火力(株)
	中国地方整備局 瀬戸内港部長		福山ハイオスマス発電所合同会社
	中国地方整備局 広島港務・空港整備事務所 所長		㈱ひろしま港湾管理センター
	広島県・土木建築局 総括官(空港港湾)		中国地方整備局 港湾空港部長
	広島県 環境県民局 総括官(環境)		中国地方整備局 広島港務・空港整備事務所 所長
	広島県 商工分勅局 総括官(新産業創出)		広島県 土木建築局 総括官(空港港湾)
	広島市 都市整備局 次長		広島県 環境県民局 総括官(環境)
	広島市 資源觀光局 産業振興部長		広島県 商工労働局 総括官(新産業創出)
	広島市 環境局 次長		福山市 建設局 土木部長
	廿日市市 建設部長		福山市 経済環境局 環境部長
	廿日市市 生活環境部長		中国港輸局 交通政策部 部長
	坂町 技監兼建設部長		中国四国地方環境事務所 地域脱炭素創生室室長
	海田町 建設部長		中国経済産業局カーボンニュートラル推進室 室長
関係行政機関			
オブザーバー			
	中国運輸局 交通政策部 部長		
	中国四国地方環境事務所 地域脱炭素創生室室長		
	中国経済産業局カーボンニュートラル推進室 室長		
オブザーバー			

今後の想定スケジュール

令和4年度

令和5年度

→ 令和6年度以降

○準備会設立

○協議会設立

～協議会での議論～

○計画作成・公表

7 社会資本整備の推進

(7) 観光・交流の拠点となる空港機能の強化

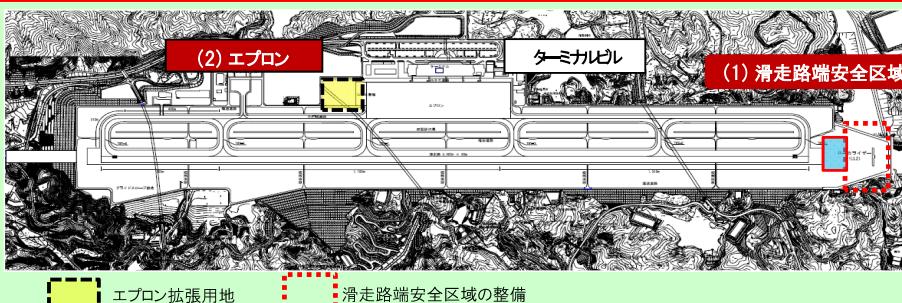
国への提案事項

1 訪日誘客支援空港制度の令和6年度以降の継続、拡大

地方空港における国際線の復便・新規就航等を推進する「訪日誘客支援空港制度」について令和6年度以降も継続するとともに、支援期間及び補助限度額を拡大すること。

2 空港機能を高める施設整備の着実な実施

- (1) 滑走路端安全区域の確保については、国において整備に向けた準備が進められており、空港運営への影響が最小限となるよう配慮しつつ、早期に整備すること。
- (2) 新規路線の就航や増便に対応できるようにするために、エプロンが拡張されるよう、特段の配慮をすること。



7 社会資本の整備の推進

(7) 観光・交流の拠点となる空港機能の強化

国への提案事項

3 國際線の受入れに必要な体制確保に対する支援の実施

- 國際線復便の機運が高まる中、全国的に課題となっている空港での保安検査要員やグランドハンドリング要員の人材不足に対応するため、空港事業者が実施する次の取組に対して財政的な支援をすること。
 - ・保安検査の省力化につながる最新機器の導入によるハードの整備
 - ・保安検査やグランドハンドリング要員等の労働環境の改善による人材確保策

4 コンセッション空港に対する直接支援の実施

- 国管理空港を対象としている着陸料などの減免支援措置により発生しているコンセッション空港との不均衡を解消すること。

5 航空会社等に支援を行っている自治体への財政措置

- 國際線航空ネットワークの維持や空港アクセス維持のため、航空会社やバス事業者等の関係事業者に対し、固定経費や運行経費等の支援を行っている自治体に対し、必要な財政措置を実施すること。

【提案先省庁：国土交通省】

現状/広島県の取組

【訪日誘客支援空港制度】

- 広島空港は、平成29年7月に「訪日誘客支援空港」に認定され、この制度を活用し、路線の就航時に国と連携して航空会社に支援を行うことで、平成29年10月のシンガポール線、令和元年12月のバンコク線就航が実現した。
- 令和4年度から復便路線も支援対象となつたことを受け、この制度を活用し、令和5年1月から台北線の復便が実現した。

【滑走路端安全区域の確保】

- 広島空港は、①社会的な影響度が高く②着陸回数が多い空港であり、優先的に整備を進める空港と位置づけられている。
- 滑走路西側で国内基準の範囲が確保されておらず、国は滑走路全体を東側に移設させる方針である。

課題

【訪日誘客支援空港制度】

- 訪日客の受入れ再開後においては、直ちに需要の回復が見込めないため、地方空港における国際線の復便や新規就航等には、当該制度が航空会社の復便等の後押しとなるが、令和5年度は支援額の上限や、復便路線の支援期間が設定されるなど、必要な支援実施が困難となっている。また、令和6年度以降の継続が明確になっていない。

【滑走路端安全区域の確保】

- 整備に当たっては、空港運用への影響を最小限に止める必要がある。

【エプロンの拡張】

- コロナの回復状況を踏まえながら、東南アジア・東アジアからの新規就航や、LCCの増便など国内外の航空ネットワーク拡充に取り組んでおり、エプロンの拡張が必要である。

広島県の取組

【国際線受入れに必要な人材確保】

- 空港運営会社が実施している「広島空港合同採用説明会」の開催情報の県雇用労働情報サイトへの掲載、地元市町（三原市、東広島市）と連携した求人情報の周知など、人材確保に向けた取組を行っている。

【航空会社等への支援】

- 新型コロナウイルスの感染拡大による旅客需要の激減等により、広島空港国際定期路線の維持が困難な状況となっていることを踏まえ、各路線を運航する航空会社に対して事務所賃貸料の支援を行っている。

また、空港アクセス維持のため、地元自治体からバス事業者に運行経費の支援を行っている。

課題

【国際線受入れに必要な人材確保】

- 日本及び各国の水際対策の緩和が進み、国際線復便の機運が高まっている中、全国的に空港での保安検査要員やグランドハンドリング要員の人材不足が顕在化しており、特に地方空港での国際線受入環境が厳しい状況となっている。

【コンセッション空港に対する直接支援】

- 国が国管理空港のみを対象として着陸料等の減免を実施していることから、本来、コンセッション空港の強みである民間ノウハウを活用した空港運営の長所を十分発揮できない。

【自治体への財政措置等】

- 国際線復便・新規就航後も、需要回復には一定の期間を要すると想定されるなか、地方空港においては、国際線航空ネットワークや空港へのアクセスを維持するため、航空会社等が要する固定経費等への支援が不可欠であり、支援を実施する地方自治体の財政的な負担軽減が必要である。

7 社会資本整備の推進

(8) 持続可能な水道システムの構築

国への提案事項

1 水道広域連携に係る財政措置の拡充

- 県と14市町で設立した広島県水道広域連合企業団において、経営基盤の一層の強化を図り、持続可能な水道システムの構築に向け、安定的に事業運営ができるよう、統合を機に交付される国交付金や地方交付税などの財政措置の拡充を図ること。
- 県内水道事業の一元化を進めるためには、料金格差の縮小が必要なため、条件不利地域の水道事業に対する財政措置の拡充を図ること。

2 工業用水道事業の料金算定方法の緩和

- 自然災害、漏水事故、受水企業の撤退、物価高騰など、工業用水道事業を取り巻く環境は厳しい状況にあることから、料金算定にあたっては、災害や企業撤退といった突発的な環境変化に対応するための引当金の計上を認めるなど、実情を踏まえた料金算定を可能とすること。

【提案先省庁：総務省、厚生労働省、経済産業省】

7 社会資本整備の推進

(8) 持続可能な水道システムの構築

現状／広島県の取組

(1) 水道広域連携に係る財政措置の拡充

- 水道事業は、人口減少等に伴う給水収益の減少や施設の老朽化に伴う更新費用の増加などにより、経営環境の急速な悪化が見込まれている。
- 本県では、こうした課題に対処し、水道事業の持続性を確保するため、平成28年度から県内水道事業の経営組織を一元化する統合に取り組んでおり、令和4年11月、14市町と「広島県水道広域連合企業団」を設立し、令和5年度から事業を開始した。
- 広島県水道広域連合企業団に参画していない7市町とは、職員研修の共同実施など、統合以外の連携を進めるほか、将来の統合への参画に向け、働きかけを継続していくこととしている。
- 令和元年10月施行の改正水道法では、都道府県には、水道事業の広域連携の推進役としての責務が規定され、国においても、広域連携を推進するため、生活基盤施設耐震化等交付金や地方交付税などの財政措置が講じられている。

(2) 工業用水道事業の料金算定方法の緩和

- 工業用水道事業は独立採算性を原則としているが、料金設定は、制度で認められた費用以外は算入できず、事業者の自由度がないため、自然災害、漏水事故、受水企業の撤退、物価高騰などの突発的な環境変化や将来の費用増大リスクを見込んだ料金改定ができない。

【料金算定の根拠法令・要領】

工業用水道事業法

工業用水道料金算定要領

課題

(1) 水道広域連携に係る財政措置の拡充

- 広島県水道広域連合企業団では、水道事業、水道用水供給事業及び工業用水道事業の計16事業を経営し、会計は事業ごとに区分している。
- 持続可能な水道システムの構築を目指し、統合効果の発揮に必要な施設の再編整備や業務効率化を進めていくためには、多額の費用を要し、小規模な事業になるほど、経営面への影響が大きい。このため、交付金の交付率の嵩上げ、補助対象経費に維持管理業務を含めるなど、財政措置の一層の拡充が求められる。
- 県内水道事業の一元化を進めるためには、まずは県内の市町間で最大3.3倍ある水道料金の格差を縮小していくことが不可欠であり、条件不利地域の水道事業に対する財政措置の拡充が必要である。

区分	課題解決に必要な財政措置
広島県水道広域連合企業団への 財政措置	<ul style="list-style-type: none">・ 交付金の交付率の嵩上げ・ 交付金の補助対象経費の拡充・ 一般会計繰出金に係る交付税の措置率の嵩上げ・ 繰上償還に係る公的資金補償金の免除・ 公営企業借換債の発行の承認
料金格差の縮小に向けた財政措置	<ul style="list-style-type: none">・ 一般会計繰出金に係る交付税措置における高料金対策経費の制度拡充・ 交付金による料金平準化支援策の創設

(2) 工業用水道事業の料金算定方法の緩和

- 工業用水道事業を取り巻く環境は厳しい状況にあり、突発的な環境変化に対応するための引当金を料金に算入できるようにするなど、実情に応じた料金設定ができるよう、料金算定方法の見直しが必要である。

7 社会資本整備の推進

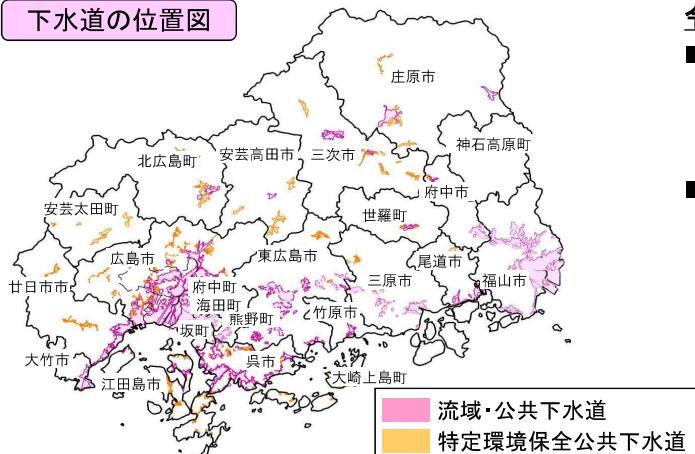
(9) 都市の生活環境を守る下水道機能の強化

国への提案事項

下水道施設（汚水・雨水）に係る財政措置の継続・拡充

- 公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など、下水道の果たす公共的役割に鑑み、下水道の汚水処理施設に係る財政措置を確実に継続すること。
- 近年の多発する自然災害を踏まえ、下水道による流域治水の取組を着実に推進するための地方負担に対する交付税措置割合の引き上げなど、財政措置を拡充すること。

下水道の位置図



令和5年度事業実施予定箇所

■ 流域下水道

- 青田川流域下水道 処理場改築、耐震化
- 太田川流域下水道 処理場改築、耐震化
- 沼田川流域下水道 処理場改築、耐震化

■ 公共下水道

(汚水)

- 未普及対策 東広島市東広島処理区 ほか19処理区
- 老朽化対策 呉市広処理区 ほか27処理区

(雨水)

- 浸水対策 福山市蔵王排水区 ほか31排水区
- 老朽化対策 府中町府中排水区 ほか11排水区

【提案先省庁：総務省、財務省、国土交通省】

提案の背景

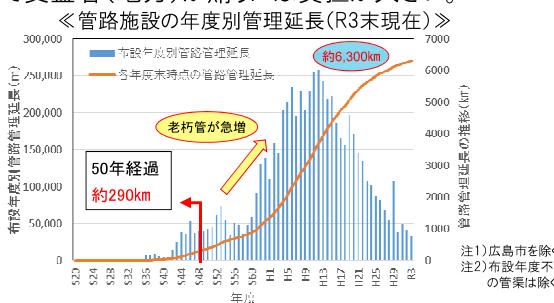
- 下水道の新設(未普及対策)については、国から令和8年度末までの概成が要請されており、県内市町においては、汚水処理整備に関するアクションプランを策定するなどにより、下水道施設整備を推進している。
- また、令和3年度から、交付対象範囲が雨水管の新設及び改築更新において拡充された一方で、污水管の改築更新については縮小されており、今後も段階的に縮小されることを危惧している。
- このため、下水道施設(汚水)のストックマネジメント計画に基づく計画的な改築更新が困難になることが懸念される。
- 一方、近年の度重なる集中豪雨により各地で内水による浸水被害が多発しており、県内全ての一・二級水系で策定された「流域治水プロジェクト」に基づき、下水道による浸水対策を加速させる必要がある。

7 社会資本整備の推進

(9) 都市の生活環境を守る下水道機能の強化

課題

- 今後、改築更新費が増加する一方で、人口減少等により使用料収入は減少する見込みであり、改築費用をすべて受益者(地方)が賄うには負担が大きい。



・令和3年末時点で標準耐用年数50年を経過した管渠の延長は約290kmであるが、10年後には2.7倍の約780km、20年後には7.2倍の約2,080kmと急激に増加する。

・57箇所ある下水処理場でも、機械・電気設備の標準耐用年数15年を経過した施設が53箇所(全体の93%)と老朽化が進行している。

- 浸水被害の軽減に向けて、浸水対策を集中的に行う必要があるが、財政力の低い自治体では対応が困難。



(平成30年7月 福山市蔵王排水区)
※100mm安心プランに基づき実施中



(令和3年7月 竹原市本川排水区)
※流域水害対策計画に基づき実施中

8 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

(1) 原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

国への提案事項

1 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化

①弔意事業を充実強化すること

- 原爆死没者追悼平和祈念館の運営の充実、関係資料の収集等弔意事業の充実強化

②保健医療福祉事業を充実すること

- 訪問介護利用被爆者助成等に係る所得制限の撤廃、介護保険利用助成に係る助成対象サービスの拡大及び利用助成費や事務費の全額国庫負担化
- 原子爆弾小頭症患者の生活実態の十分な理解と実態に応じた支援
- 「原爆病院、原爆養護ホーム、被爆者保養施設」等の運営費の充実及び施設整備に対する助成措置
- これまでの判決等を踏まえ、より被爆者救済の立場に立った原爆症認定制度の運用と見直し及び原爆症認定の引き続き速やかな審査の実施

③被爆実態に関する調査研究及び啓発活動を促進すること

- 被爆者とその子・孫に対する原爆放射線の身体的影響及び遺伝的影響に係る調査研究の更なる促進
- 老朽化が進んでいる放射線影響研究所について、早期移転すること

④被爆二世の健康診断内容等のより一層の充実を図ること

8 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等
(1) 原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する
援護措置の充実強化

国への提案事項

⑤在外被爆者の援護を推進すること

- 医療費の支給、保健医療助成について居住国・地域の実情を踏まえて引き続き検討を行い、必要な改善を行うこと
- 引き続き円滑な各種申請手続と周知を図り、高齢化が進む被爆者の実情を踏まえ、医療費及び保健医療助成制度に係る支給申請等について、在外公館等において支援を行うこと
- 在外被爆者健康相談等事業及び現地健康診断事業の実施に当たり、在外公館等において現地協会等の支援を行うなど、より積極的な役割を果たすこと

2 後期高齢者医療制度における被爆者老人医療費等に係る地方公共団体の負担改善

①老人保健事業推進費等補助金(原爆分)に係る必要額を措置すること

- 被爆者医療に係る地方公共団体の負担解消に向け、財政上、適切かつ十分な措置を将来にわたって講じること

3 毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

①毒ガス障害者に対する援護措置を法制化するとともに財政措置を行うこと

②医療給付における疾病制限を緩和すること…対象疾病(慢性呼吸器疾患等7疾患群)

③介護保険利用料の自己負担部分について助成を行うこと

④毒ガス障害者に対する県単独事業(通院交通費、死亡弔慰金等の支給)を国庫事業化すること

【提案先省庁:外務省、厚生労働省】

現状	課題												
1 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化													
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被爆者及び遺家族は、原子爆弾の特性により、今もなお長年にわたり社会的・医学的・精神的後遺症に苦しみ続けている。 ○ 被爆者は高齢化が一段と進み、ひとり暮らしや寝たきり等日常生活に支援を要する者が年々増加している。 ○ 在外被爆者援護は、平成28年1月から法に基づく医療費等の支給が開始された。 <p>【被爆者数及び平均年齢(令和4年3月末現在)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>被爆者数</th> <th>平均年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広島県 (広島市を除く)</td> <td>14,375人</td> <td>86.1歳</td> </tr> <tr> <td>広島市</td> <td>39,590人</td> <td>84.1歳</td> </tr> <tr> <td>県全体</td> <td>53,965人</td> <td>84.6歳</td> </tr> </tbody> </table>	区分	被爆者数	平均年齢	広島県 (広島市を除く)	14,375人	86.1歳	広島市	39,590人	84.1歳	県全体	53,965人	84.6歳	<ul style="list-style-type: none"> ● 弊意事業をはじめ、介護保険サービスの利用助成対象の拡大など、衆議院厚生委員会における附帯決議の趣旨を踏まえ、より一層の援護施策の充実が必要である。 ● 原爆被爆による人的被害等の実態を把握するための十分な被災調査がなく、被爆者とその子・孫に対する原爆放射線の身体的影響及び遺伝的影響を示す科学的知見は得られていない。 ● また、被爆二世は、がんに対する健康不安を抱く年齢になっている。 ● 在外被爆者は、日本と医療制度の異なる国や地域に居住しており、かつ高齢化が進んでいることから、引き続き実情を踏まえた改善を図る必要がある。
区分	被爆者数	平均年齢											
広島県 (広島市を除く)	14,375人	86.1歳											
広島市	39,590人	84.1歳											
県全体	53,965人	84.6歳											

現状	課題						
2 後期高齢者医療制度における被爆者老人医療費等に係る地方公共団体の負担改善							
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被爆者医療に係る地方公共団体の負担を軽減するために、老人保健事業推進費等補助金(原爆分)が創設されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 被爆者の高齢化が進む中で、多大な財政負担が生じている。 ● 介護保険法による保険者等の財政負担も大きい。 						
3 毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化							
<ul style="list-style-type: none"> ○ 毒ガス障害者援護制度 (国の要綱により実施) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療給付</td> <td>毒ガスに起因する疾病のみ</td> </tr> <tr> <td>介護救済措置</td> <td>毒ガスに起因する在宅介護費用のみ</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 毒ガス障害者の要望で実施している通院交通費や死亡弔慰金等は、県単独で補助。</p>	区分	対象	医療給付	毒ガスに起因する疾病のみ	介護救済措置	毒ガスに起因する在宅介護費用のみ	<ul style="list-style-type: none"> ● 本来、国の責任において実施されるべきものであることから、根拠法の制定や制度の拡充が必要である。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原爆被爆者対策と比較して対象疾病が制限されている。 ・ 現在、全ての対象者が高齢者となっており、毒ガス起因との判断は難しく、事実上利用できない状況にある。 ・ 毒ガス障害者にとって必要な支援が、国の制度の対象外となっている。
区分	対象						
医療給付	毒ガスに起因する疾病のみ						
介護救済措置	毒ガスに起因する在宅介護費用のみ						